

全タク連発第118号  
令和5年10月4日

協会長各位

一般社団法人  
全国ハイヤー・タクシー連合会  
会長 川鍋 一朗

### 改正地域交通法の施行に伴う通達改正について

今般、国土交通省から全タク連に対し、改正地域交通法の施行に伴い、下記のとおり関係通達の改正を行った旨の通知がありましたので、了知されるとともに傘下会員に対し周知をお願いいたします。

なお、本件各通達については、データ量が膨大となるため、メール送信とともに下記の全タク連ホームページに掲載いたしますので、適宜ご活用下さい。

### 記

#### ○全タク連 HP 通達掲載ページ

<http://www.taxi-japan.or.jp/content/?p=article&c=3936&a=13>

#### ○送付通達等

##### 1. 「一般貸切旅客自動車運送事業者の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」等の一部改正について

令和5年10月1日付け 国自旅第177号の2

(本通達における全タク連への通知内容は以下の6つ)

- ・自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて
- ・地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について
- ・一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて
- ・訪問介護事業所等の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（特定旅客自動車運送事業者を含む。）が遵守すべき運行管理業務について
- ・交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について
- ・福祉有償運送の登録に関する処理方針について

##### 2. 「福祉有償運送に係る地域公共交通会議等における協議に当たっての留意点等について」の一部改正について

令和5年10月1日付け 国自旅第178号の2

##### 3. 国土交通省報道発表「改正地域交通法が10月1日より全面施行されます」 (参考資料)